

まちと人の想いが交わる情報交差点

佐 甲 報 広

9 September 2025
No.674

特集 8月10日(日)からの
大雨による災害特集

町長から町民の皆様へメッセージ



広報こうさ R7.9

CONTENTS

- 02 目次／人のうごき
- 03 特集 大雨による災害特集
- 05 特集 生活再建のための支援制度
- 08 こうさの話題
- 10 健康だより／甲佐町フィットネスセンター
- 11 スマイル／休日当番医／子育てカレンダー
- 12 図書室へ行こう
- 13 文化財探訪／人権
- 14 こうさのまちづくり／甲佐高校通信
- 15 甲佐町イベントカレンダー
- 16 町からのお知らせ
- 18 暮らしの情報
- 22 うたごよみ
- 23 甲佐の野菜で作ってみよう！
- 24 甲斐高士町長から町民の皆様へ

—— 表紙の写真 ——



今回の表紙は、8月10日（日）からの豪雨により被害を受けた谷内の倉谷橋付近の写真です。町内各所でこのような土砂崩れや道路陥没、住宅浸水など多くの被害が発生しました。

特集では、被災された皆様へ向けた、生活再建のための各種支援制度をまとめていますのでぜひご確認ください。

🌱 町からの情報をお届けしています 🌱



メールアプリ



ウェブサイト



instagram



メールアプリ「こうさ情報たしかめーる」の登録をお忘れなく！



facebook



X (旧) twitter

🌱 人のうごき（7月31日現在） 🌱

総人口

9,795人 男 4,709人／女 5,086人

前月比

-13人

男 -7／女 -6

○出生 5人
○転入 15人

○死亡 8人
○転出 25人

総世帯数

4,393世帯 前月比 -3

8月10日（日）からの大雨による災害特集

記録的大雨により町内各所で被害発生

8月6日（水）から降りはじめの九州北部地方を襲った豪雨で、各地に大きな被害が発生。本町でも、降雨量が8月11日（月）午後1時まで382・5ミリを記録。河川のはん濫や土石流が発生し、町内各所の道路や橋梁が損壊し、建物の倒壊や浸水被害も発生しました。平成28年熊本大地震や豪雨被害を思い出させる大災害に見舞われました。

未曾有の豪雨で多くの被害

8月10日（日）から11日（月）にかけての豪雨は、前線に向かつて暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、九州北部では大気の状態が非常に不安定となり県内各地で猛烈な雨が継続。本町では、降り始め（8月6日（水）午後5時）から11日（月）午前1時までの降水量が382・5ミリを記録し、同日午前2時5分に、気象庁が土砂災害警戒情報を発表したことに伴い、町内全域に「避難指示」情報を発令しました。

同日午前3時30分には、緑川中甲橋のはん濫危険水位を

超え、気象庁が「警戒レベル4」を発表。町内5か所に開設した避難所には、一時、最大29世帯60人が避難しました。

町では、同日午前5時に災害対策本部を設置。町消防団や関係機関、町職員などによる迅速かつ懸命な災害対応を行いました。町内では、各所で土砂災害や建物の床上・床下浸水の被害が発生。宮内、竜野地区では、道路への土砂流出や崩落などにより孤立状態となる地区もありました。

また、残念ながら2名の尊い命が奪われる人的災害にも見舞われ大災害となりました（8月20日時点）。



土砂が住宅を襲った県道三本松甲佐線美里町の町境

◀西原橋付近の県道三本松甲佐線

▼住宅前道路にまで泥水が侵入した緑川団地





▲中早川橋付近の右岸側の道路まで越水する竜野川

◀片側が崩落した県道稲生野甲佐線

被災からの流れ（8月10日（日）～13日（水））

●令和7年8月10日（日）

- ・午後4時
深夜大雨の恐れがあるため町内全域に高齢者等避難情報を発令
- ・午後5時
町内5か所に避難所を開設
- ・午後9時25分
大雨警報（浸水害）発表
- ・午後10時10分
大雨警報（土砂災害）、洪水警報発表

●同日（月）

- ・町内の被害状況に関する入電が入り始める
- ・午前2時5分
気象庁が土砂災害警戒情報を発表。
- ・午前2時30分
気象庁発表「警戒レベル3」
時間雨量120^ミ。中甲橋水位レベル2
- ・午前3時
町内全域に避難指示を発令
- ・午前3時30分
緑川中甲橋にて河川はん濫危険水位を超える
- ・午前4時40分
気象庁発表「警戒レベル4」
時間雨量110^ミ。中甲橋水位レベル5
- ・午前5時
第1回町災害対策本部会議、町災害対策本部を設置、町営バス

同日始発便から全線運休、同日の「可燃ごみ」の収集中止、町生涯学習センター図書室を臨時休館

- ・午後0時20分
停電により甲佐地区断水
- ・午後6時30分
町内全域の避難指示を解除し、高齢者等避難情報に切り替え、避難所を5か所から2か所に縮小
- ・午後9時5分
甲佐地区断水復旧

●同日（火）

- ・正午
孤立地域49世帯93人に物資配布
- ・午後4時
旧白旗グラウンドに災害ごみ仮置き場を設置
- ・午後5時30分
避難所を1か所に縮小
- ・午後7時30分
町内全域に発令していた高齢者等避難情報を解除、開設していたすべての避難所を閉鎖

●同日（水）

- ・町営バスの一部区間の始発便から運行再開
- ・午前9時
家屋等被害認定調査申請受付窓口開設
- ・午後3時
「災害救助法」適用発表

▼安津橋有安側から撮影した熊本甲佐総合運動公園



▲水没した国道443号線甲佐ランドリー前

▼道路が崩落した町道西小川島線



▶住宅敷地内まで浸水した吉田区区内



生活再建のための各種支援制度

大雨などの災害で被災された方に対して支援する「災害救助法」には、さまざまな支援制度があります。町では、支援制度の情報をいち早く被災者の皆さんに伝え、1日でも早い生活再建を目指して、国や県、関係機関などと協力して力強い支援を続けていきます。

最新の情報については、町公式ウェブサイトをご覧ください。窓口へご相談ください。

災害ごみの受付

▶ 町環境衛生課
☎096-234-1169



今回の豪雨災害により使用できなくなった家財等を仮置き場に持ち込めます。

▶ 受付場所（仮置き場）

旧白旗グラウンド（早川 2100 番地 2）

▶ 開設期間

9月12日（金）まで（土日祝日を除く）
午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）

▶ 受け入れる災害ごみ

燃えるごみ、ガラス類、金属類、木くず、粗大ごみ、家電、タタミ、土のう（土のう袋に入れられた流入土砂）

※災害により土のう袋が必要な方には、町建設課窓口で配布します。

▶ 留意事項

・受け入れ可能な品目ごとに分別してください。車に積み込む時から分別しておくことで、仮置き場で

荷下ろしする時間を大幅に短縮することができます。

- ・持ち込んだごみは各自で下ろしていただきます。
- ・冷蔵庫は、中に入っている食品等をすべて出してください。
- ・ブルーシート等で輸送中にごみが飛散しないようにしてください。
- ・本町以外からの受け入れを防止するため、集積所にて免許証を提示してください。

▶ 持ち込みできないごみ

- ・普段の生活で排出された「可燃ごみ」、「資源ごみ（空缶、びん、ペットボトル等）」（通常のごみ収集日にごみステーションに出すか、リサイクルステーションに出してください）
- ・本町以外で発生したごみ
- ・産業廃棄物（事業活動によって排出される廃棄物）

浸水した家屋の感染症対策

▶ 町環境衛生課 ☎096-234-1169
▶ 町健康推進課 ☎096-235-8711



今回の豪雨災害により住家が床上浸水した場合に使用する消毒液を配布します。

▶ 配布対象者

住家が床上浸水した世帯で、消毒液の入手が困難な方

▶ 配布品

次亜塩素酸ナトリウム、逆性石けん、またはアルコール（70%以上）除菌剤

▶ 配布場所および時間

○次亜塩素酸ナトリウム

町水道管理センター（町環境衛生課）

町民センター

午前9時～午後5時（土日、祝日を除きます）

○オスバン（逆性石けん）、およびアルコール除菌剤

町総合保健福祉センター（町健康推進課）

午前9時～午後5時（土日、祝日を除きます）

※ペットボトル（500ml）の空き容器（中を洗浄し、乾燥したもの）をご持参ください。

▶ 感染症対策

・浸水した家屋は、まず初めに清掃と乾燥させることが重要です。また、家屋の清掃により感染症を発症する恐れもあるためご注意ください。

・ 清掃時の注意事項

- ①ドアと窓をあけて、しっかり換気する
- ②汚泥は取り除き、しっかり乾燥させる
- ③清掃中のケガ予防に手袋を着用する
- ④ほこりを吸わないようにマスクを着用する
- ⑤清掃が終わったらしっかり手洗いをする

各種災害支援制度総合案内窓口

今回の豪雨で被災された方の今後の生活再建に向けた各種支援制度の総合案内窓口を開設しています。

▶相談日時

平日の午前9時～11時30分、午後1時30分～午後5時（9月6日（土）・7日（日）は相談を

受け付けます）

▶場所

町生涯学習センター・ギャラリーモール内相談ブース

▶お問い合わせ先（窓口専用電話）

☎096-234-1117

【重要】被災者の皆様へ

「災害救助法」などの災害関係の支援を受けるためには、「リ災証明書」が必要です。
また、被災した住家などを片付けてしまう前に必ず写真で被災状況を残しておくことが重要です。

リ災証明書の申請

▶町税務課

☎096-234-1115



「リ災証明書」は、今回の豪雨により居住する家屋等に被害（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊）を受けたことを、町が証明するものです。

この「リ災証明書」は、住宅の応急修理などの各種被災者支援策を受ける際に必要となります。

▶対象者

本町の家屋等に居住する世帯者（賃貸者含む）

※木造および軽量鉄骨造家屋が対象です。軽量鉄骨造以外の非木造については準備次第お知らせします。

▶持参していただくもの

- ・本人（世帯主、世帯員もしくは所有者）であることが確認できる免許証、マイナンバーカード等
- ・被災状況の写真
- ・委任状（本人以外が申請する場合）

※調査完了後に、リ災証明書を郵送します。

住宅の応急修理

▶町建設課

☎096-234-1183



災害のため住家被害を受けた世帯に対し、日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分について、町が応急的な修理を行います（町が業者に依頼し、修理費用を町が直接業者に支払います）。

▶対象者（以下のすべての要件を満たす方（世帯））

- ①「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」の住家被害を受けた世帯または「半壊」もしくは「準半壊」の住家被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯。
- ②そのままでは住むことができない（日常生活に不可欠な部分に被害がある）状態。
- ③応急修理を行うことで被害を受けた住宅での生活が可能と見込まれること。

▶対象となる修理

住宅の屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活

に欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所。

※内装に関するもの、家電製品は原則として対象となりません。

▶上限額

- ・全壊、大規模半壊、中規模半壊または半壊
739,000円以内（消費税込み）
- ・準半壊
358,000円以内（消費税込み）

※同じ住宅に2世帯以上が同居している場合は、1世帯当たりの額以内になります。

▶持参していただくもの

修理申込書、リ災証明書、修理見積書、施工前の被災状況がわかる写真

※修理業者に代金を支払ってしまうとこの制度は利用できません。事前にご相談ください。

小・中学校における学用品の給付

▶ 町学校教育課
☎096-234-0102



災害により学用品を喪失または損傷し、就学上支障のある被災児童、生徒等に対して必要な学用品の給与を行います。

▶ 対象者

災害により住家の全壊、半壊または床上浸水により学用品を喪失または損傷し、就学上支障のある小・中学の児童・生徒

※高等学校等は、在籍している学校にお問い合わせください。

▶ 給付対象品目

①教科書、正規の教材

②学用品（文房具、通学用品、ノート、鉛筆、リコーダー、体操着など）

※教科書以外の学用品には上限があり、現物支給となります。

▶ 申込期間

9月10日（水）まで（土日祝日を除く）

▶ 申請に必要なもの

り災証明書（準半壊以上のもの）

▶ 受付場所

町学校教育課窓口

賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）

▶ 町福祉課
☎096-234-1114



災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない方に対し、応急仮設住宅として民間賃貸住宅（アパート等）を借り上げて提供し、一時的な居住の安定を図ります。

▶ 対象者（以下の1～3の要件をすべて満たす方（世帯））

1. 災害発生の日時点において、本町に居住する方

2. 災害により次の要件のいずれかを満たす方

①住家が「全壊」または「流失」し、居住する住宅がない方

②住家が「半壊以上」であっても、水害により流入した土砂や流木等（耐え難い悪臭等を含む）により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方

③二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと町長が認める方

④災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方のうち、「半壊以上」であって、修理期間が1か月を超えると見込まれる方。

3. 他に居住できる住宅がなく、自らの資力では、住宅を確保することができない方（持家のほか、自らが所有するアパートやマンション、別荘等がないこと）

▶ 入居期間

最長2年

※元の住宅が借家または公営住宅に入居していた方は入居から1年、応急修理制度を利用する場合は応急修理開始の日から原則6か月以内となります。

▶ 入居物件

入居を希望する方が、不動産事業者（仲介業者）に連絡し、貸主から賃貸型応急住宅とすることに合意を得た上で、入居希望物件を選定してください。

▶ 申し込み手続き

相談窓口（災害関係総合窓口）で関係書類（申込書等）を受け取ってください。

※この他の支援制度やお知らせを、18ページからの「くらしの情報」にも掲載していますので、ご確認ください。

※本紙に掲載した支援制度の情報は、令和7年8月25日（月）現在で決定しているものです。今後、お知らせすべき支援情報は随時、防災無線や町公式ウェブサイトなどでお知らせするとともに、『広報こうさ』や組回覧などでもお知らせする予定です。



▲個人優勝の表彰状を受け取る岩吉帝虎選手（桜木柔道クラブ所属）

岩吉帝虎選手が九州大会で優勝 第43回九州少年柔道大会

7月12日（土）・13日（日）クラサス武道スポーツセンター（大分）で開催された第43回九州少年柔道大会に、岩吉帝虎選手（龍野小1年・上早川2区）が出場しました。岩吉選手は大将として出場した団体戦と個人戦の計11試合すべてで1本勝ちをおさめ優勝、2冠を達成しました。岩吉選手は「これからも1本勝ちできるように頑張ります」と抱負を述べました。

自然に触れて心豊かに 野外キャンプ「あつまれ子どもたち」

7月31日（木）・8月1日（金）、川平キャンプ場で野外キャンプ「あつまれ子どもたち」が開催されました。同イベントは、1泊2日のキャンプを通して緑川などの自然に親しむとともに、子どもたちが共同生活を行うことで団体行動の大切さを体験することを目的に、町青少年健全育成町民会議と町教育委員会が共催。町内の小学生16人が参加しました。

子どもたちは各班に分かれ、協力して行動。1日目の昼食は飯ごうでご飯を炊いて、自分たちでカレーライスを作りました。その後、カヌー体験などの川遊びを通して自然を満喫。川遊びを終えた子どもたちはおやつのスイカを食べ、夜はBBQと花火を楽しみました。2日目の木工教室ではパズル作りに挑戦。糸のこぎりを使い板を削って好きな形を作りました。子どもたちからは「糸のこぎりでまっすぐ切れて嬉しい」、「友達がたくさんできて嬉しかった」などの感想が寄せられ、思い出に残る夏休みを過ごしました。



▲鹿生田頭首工付近の被害状況を確認する自民党の坂本国会対策委員長

西寒野の農業用堰を視察 坂本哲志国会対策委員長が本町の被害状況を確認

8月16日（土）、自民党の坂本哲志^{せき}国会対策委員長が豪雨で被害を受けた農業用堰「鹿生田頭首工」を視察。同堰は、豪雨でゲートを操作する施設の一部が流失し、西寒野地区の水田約23^{せき}への通水ができない状況です。甲斐町長と町土地改良区の遠山理事長とともに被害状況を確認した坂本委員長は、「国土改良区関係者に働きかけ工事を急ぎたい」と話しました。

▼川平キャンプ場前の緑川でカヌー体験を楽しむ子どもたち



▲木工教室で完成させたパズル



▲スイカを食べる子どもたち



▲文化交流 BBQ で交流を深める参加者

地元で世界とつながる 1 日を ダイバーシティ甲佐「文化交流 BBQ」

8月1日（金）COMMON IDOE で、文化交流 BBQ が開催されました。甲佐高校生と日本で働く外国籍の皆さんが楽しく交流することを目的に谷田病院主体のもと開催。BBQ やゲームで楽しく仲を深めた後は、甲佐高校生の案内のもと甲佐神社、やな場など観光スポットを散策し、本町の魅力を伝えました。最後はそうめん流し体験をし、甲佐の夏を満喫しました。

甲佐町夏の風物詩 第74回あゆまつりが開催

7月27日（日）、市街地および中甲橋グリーンパークほかで第74回あゆまつりが開催されました。快晴のなか開催されたあゆまつりは、夏休みに入った学生や子ども連れの家族など、町内外の大勢の人たちでにぎわいました。

午前中の子どもみこしでは、元気にみこしを担ぎ商店街を練り歩く子どもたち、道沿いに出て祭りを楽しむ町民の姿も見え、にぎやかな空気に包まれました。

大人気のあゆのつかみ取り大会では、水しぶきをあげながらプールを走り回り、アユを捕まえた子どもたちの楽しそうな声があふれました。

提灯の明かりが灯る頃、商店街では総盆踊り大会、ステージイベントでは天草サーカスのショーや小巻組のヨサコイが披露され、祭りの盛り上がりは最高潮に。祭りのフィナーレは、約3000発の花火が甲佐の夜空を彩り、観客はしばし夏の暑さを忘れて咲き誇る大輪の花火に見入りました。



▲故山崎警部補の慰霊碑に黙とうをささげる参加者たち

地域の安心を守る誓いの日 故山崎警部補慰霊祭

7月31日（木）、仁田子の緑川河川敷に鎮座する故山崎貴仁警部補の遺徳をしのび、慰霊祭が開催されました。慰霊祭は、昭和46年7月31日に、大雨で増水した緑川の中州で、助けを求める中学生の救助活動中に殉職した山崎警部補の意思を受け継ぐために、御船警察署が毎年、同人の命日に実施。参加者は黙とうをささげた後、御船警察署長の訓示を受け、決意を新たにしました。



▲あゆのつかみ取りの様子



▲優勝した岩下二区の子どもみこし



健康だより

「いつ、どう食べるのか」を意識してみましょう

今年の健康診断は、もう受診されましたか？健診結果を受け取った方で、「食事を見直したいな」と思った方もいらっしゃるのではないのでしょうか。今回は、食事を見直す際のポイントについてまとめましたので、参考にしてください。

●食事の基本は、土台を整えるところから

食事を見直す時に、何を食えばいいかな？と、まず考える方が多いと思います。食事の土台から整えることを考えた時、①いつ、どう食べるのか(食事時間や配分)、②何を食べるか(食事内容)、③何をプラスするか(サプリメントなど)の順番で整えていくことが大切です。

食事の土台「いつ、どう食べるのか」が整うと、代謝がよくなって太りにくい体になる、体調がよくなるなどの変化が出てきます。食事の土台が整わない状態で食事内容を見直したり、サプリメントを追加したりしても、効果が出にくいと言われています。

●朝食を食べましょう

皆さんは、朝食を食べていますか？朝食を食べることで体温が上がり、脂肪燃焼効果が高まると言われています。朝食を食べていない方は、まずは朝ごはんを食べることから始めてみましょう。

今、朝ごはんを食べている方は、ご飯やパンなどの炭

水化物に、納豆・卵・豆腐・魚のいずれかのタンパク質をプラスしてみましょう。そうすることで、さらに体温を上げる効果が高まり、脂肪燃焼しやすい体になります。さらに、炭水化物とタンパク質と一緒に食べることで腹持ちもよくなり、午前中の集中力が上がる効果も期待できます。

●夕食の配分を減らし、朝食の配分を増やしましょう

1日に食べた量は同じでも、それを朝食べたのか、夜食べたのかで体重に大きく影響します。朝は食べることで代謝が上がりますが、夕食の量が多いと体脂肪になりやすくなります。夕食として準備した一品を、朝食で食べてみるのもいいと思います。

また、午後8時以降は体内時計が「脂肪蓄積モード」に切り替わりますので、夕食時間を早めて、午後8時よりも早めに食べることも大切です。

普段の自分の生活を振り返ってみて、まずはできることからやってみましょう。どうしたらいいかわからない、と思ったときは、町総合保健福祉センターに管理栄養士や保健師がいますので、ぜひご相談ください。

●お問い合わせ先

町健康福祉課
(町総合保健福祉センター内)
☎096-235-8711

Fitness

甲佐町フィットネスセンター

健康診断の結果は、
未来の健康を考える良い機会！

町フィットネスセンターでは、今年度の健康診断を受診された方を対象にした健康ポイント事業を実施します。

健康診断の結果をお持ちのうえ、フィットネスセンターにご来館いただくと、通常は1回の利用つき陽気カードに1ポイント付与のところを、特典として5ポイントを付与。さらに次回利用できるフィットネスセンターの無料体験券をプレゼントいたします。

この機会に、健康診断の結果を活かし、私たちと一緒に健康な身体を目指しましょう！

●実施期間

9月2日(火)～令和8年2月28日(土)
※健康診断の結果は、人間ドックや企業健診の診断結果表でも構いません。

今月の講師



那須 賢志さん
(健康運動指導士)

令和7年度甲佐町フィットネスセンター健康ポイント事業

今年度健康診断を受診された方へ！

健診結果で健康アップ！
フィットネスセンターでポイントを貯めよう！

実施期間 令和7年9月2日(火)～令和8年2月28日(土)

【今年度の健康診断結果表をご持参いただくと！】

特典①：陽気カードに5ポイント付与。(通常は1回/1P)

特典②：フィットネスセンター1回無料券をプレゼント。
※専門スタッフが目標に合わせた健康づくりをサポートします。

《今年度甲佐町住民健診》
□特定健診 □若者(わっかもん)健診 □後期高齢者健診 □がん検診
※健康診断・人間ドック・企業健診の診断結果表でも構いません。

●お問い合わせ先

甲佐町フィットネスセンター
(町総合保健福祉センター内)
☎096-235-8712

スマイル

わが家の「笑顔」を紹介します

赤ちゃんの笑顔
募集中！未就学児のお子さんの
笑顔を広報紙に掲載しま
せんか？応募期限は

毎月7日まで。

ご応募お待ち

しています▶



■お問い合わせ先

町企画課

☎096-234-1115

梅本 ^{そら} 青空 ちゃん (2歳)

父・裕也 さん

母・晴美 さん (和田内区)

今年は七五三！大きくなりました！
着物も自分で選んだよー！池上 ^{かいと} 魁人 ちゃん (2歳)

父・忍 さん

母・梓花 さん (西寒野区)

俺は夏男！！
暑さに負けないぞーっ！！

9月・10月の保健活動

●会場 町総合保健福祉センター

＋4か月児健診

9月18日(木) 午前10時

10月16日(木) 午前10時

＋7か月児健診

9月18日(木) 午前9時30分

10月16日(木) 午前9時30分

＋11か月児健診

9月18日(木) 午前9時

10月16日(木) 午前9時

＋1歳6か月児健診

9月9日(火) 午後1時10分

＋すくすく2歳児子育て相談

10月17日(金) 午前9時20分

＋3歳児健診

9月9日(火) 午後1時20分

※健診などの日時は変更となる場合があります。

対象の方に個別にお送りする通知を必ずご確認ください。

● 9月の子育て支援カレンダー

●甲佐町子育て支援センター(竜野保育園内) ☎096-234-0305

1日(月)	身体測定(身長・体重)
3日(水)	お散歩
5日(金)	積み木遊び
8日(月)	親子で読書
10日(水)	園庭遊び
12日(金)	敬老の日のプレゼント作り
17日(水)	おやつ作り(要予約)
19日(金)	ボール遊び
22日(月)	ブロック遊び
24日(水)	風船集めゲーム
26日(金)	製作
29日(月)	ティッシュ引っ張りゲーム

育児相談(電話・面接) 月～金曜日 午前9時30分～午後4時

体験保育 月・水・金曜日 午前9時30分～正午

●休日当番医

月 日	当番医	電話番号
9月7日	荒瀬病院	096-234-1161
9月14日	谷田病院	096-234-1248
9月21日	小屋迫医院	096-234-0165
9月28日	荒瀬病院	096-234-1161

●休日当番薬局

月 日	当番医	電話番号
9月7日	三恵薬局	096-234-3678
9月14日	コーセイ薬局	096-234-1491
9月21日	甲佐薬局	096-234-3876
9月28日	三恵薬局	096-234-3678

●日程は変更になる場合があります。最新情報は町公式ウェブサイトなどをご確認ください



▲動物愛護週間コーナーにぜひお越しください

動物愛護週間コーナーの紹介

9月20日(土)～26日(金)は動物愛護週間です。動物の愛護や適正な飼養について広く理解・関心を深めてもらうために定められています。身近なペットも絶滅が危惧されている動物も、当然ながら大切な命です。今月は動物について知ることので

きる図鑑、ペットの飼い方、生き物の多様性をテーマにした本などを紹介しています。この機会にご家族で動物愛護や、災害時のペットのための備えなど、改めて話し合ってみてはいかがでしょうか。

0歳児からのおはなし会について

図書室では、毎月第2木曜日に「0歳児からのおはなし会」を行っています。絵本の読み聞かせや、手袋人形、手遊びうたなど楽しい内容です。子育て中の保護者の皆さん、おじいちゃん、おばあちゃんも子どもたちとお気軽にご参加ください。

日時

9月11日(木) 午前10時30分～

会場

おはなしのへや(町生涯学習センター図書室内)



町生涯学習センター・図書室

☎ 096-234-2447 (内線331)

■開館時間 午前9時～午後5時

■休館日 毎週火曜
年末年始

■貸出冊数 1人5冊まで

■貸出期間 15日間



新着図書紹介

小説



今日も私は、ひとつの菓子を 高田 充 著/淡交社

京都島原の和菓子店で菓子職人としての道を歩み始めた雄司。腕は一流だが昔気質で頑固な大将との衝突、後継者争い、地域の人々や店の仲間たちとの交流を通して、大きく成長していき…。第4回京都文学賞受賞作品です。



乱歩と千畝 RAMPO と SEMPO 青柳 碧人 著/新潮社

巨匠・江戸川乱歩と、ユダヤ人を救った外交官・杉原千畝。まだ何者でもなかった若きふたりは友となり、希望と不安を抱えつつ浅草のみだらな路地を歩き、語り合い、それぞれの道へ…。斬新な発想で描く波乱万丈の物語です。



踊りつかれて 塩田 武士 著/文藝春秋

言葉が異次元の暴力になるこの時代。不倫を報じられて苛烈な誹謗中傷を受け、自ら死を選んだお笑い芸人。一方、伝説の歌姫は写真週刊誌のデタラメに踊らされ、人前から姿を消した。彼らが目にした絶望とは…。引き込まれる一冊です。

一般書



今と未来がわかる農業 堀田 和彦 監修/ナツメ社

日本の農業の現状と課題を示すとともに、新たな農業経営と就農の潮流、持続可能な成長をもたらす農業の可能性などについて、図表やイラストを用いて分かりやすく解説。就農へのステップ、関連情報・注意事項も掲載しています。



まだ何になるかわからない キボリノコンノ 著/実務教育出版

公務員として働くも、うつ病になり、先が見えない、将来の夢なんてない。でも何もないと思っていた自分の中に、意外な可能性が眠っていた。木彫りアーティスト・キボリノコンノが誕生するまでを赤裸々につづったおすすめの一冊です。



日本の映画の舞台&ロケ地100選 谷國 大輔 著/学芸出版社

『るろうに剣心』熊本県「法の館(旧三角簡易裁判所)」、『すずめの戸締まり』宮崎県「油津」、『ナミヤ雑貨店の奇蹟』、大分県「豊後高田昭和の町」など、日本映画100作品を厳選し、映画の舞台&ロケ地を写真とともに紹介しています。

町社会教育課では、『甲佐町合併70周年記念 甲佐町の文化財 [第三集]』の一般抽選販売をします。

本冊子は、これまで町内教育施設や公民館、配布希望事業所などに配布してきましたが、多くの町民の皆さまから個人販売のご要望を多くいただきましたので、90冊限定で一般抽選販売します。

購入を希望する方は、下記のとおり事前に申し込みいただき、抽選の結果、当選した方のみ販売を行います。

■一般抽選販売について

●販売金額

1冊1,800円（税込み）

●販売冊数

90冊

●抽選販売申し込み期間

9月15日（金）～10月15日（水）

●申し込み方法

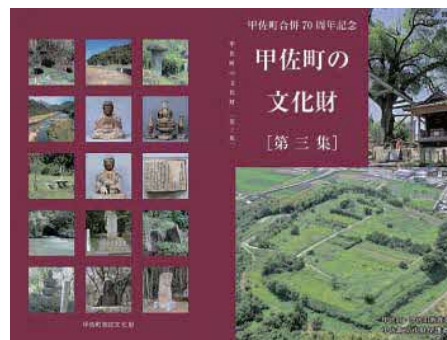
町社会教育課に電話でお申し込みください。

▶町社会教育課 ☎096-234-2447

●当選発表

町社会教育課で抽選を行い、当選者には10月20日（月）以降に通知を送付します。

当選者は、当選のお知らせを受け次第、町社会教育課窓口で購入手続きをお願いします。



『甲佐町の文化財 [第三集]』

お問い合わせ先

町社会教育課

☎ 096-234-2447（内線327）

人権 ～心豊かに暮らすために～

本町の教職員らが人権問題について考える

令和7年度甲佐町学校人権教育部会を開催

7月29日（火）町民センターで、令和7年度甲佐町学校人権教育部会「新規採用者および転入教職員研修会」が開催されました。

同研修会は、町人権教育推進協議会が部落差別（同和問題）をはじめ、あらゆる人権問題の解決に向け、すべての教職員の基本的認識を図り、本町における人権教育の充実と発展に努めることを目的に開催するもの。本年度、本町教育委員会に配属となった教職員など39人が参加しました。

まず、町民センターの佐藤竜也係長が「甲佐町町民センターの取り組み」について説明。次に白旗小学校の寺尾孝之先生が、「甲佐町における人権教育の現状と課題」について報告しました。その後、参加者によるグループ討議で、「私と部落問題との関わり、人権教育を進めるにあたっての悩みなど」の人権教育に関する意見交換が行われました。

研修を終えた教職員からは、「先生

方のお話から、歴史観や情報を自ら知ろうとすることが大切だと学びました。部落差別と自分の関わりをもう一度見つめなおして、人権教育を行っていきたいと思います」「差別は社会にすりこまれていくもの。だからこそ私たち教職員がまず子どもたちとの日々の関わりを大事にし、何かあったら見逃さずに指導していくことができたと思います」といった声が聞こえ、本研修は、参加者にとって人権意識を捉えなおす良い機会になりました。

●お問い合わせ先

町社会教育課

☎ 096・234・2447



▲蔵田教育長の話聞く本町教職員

起業等応援施設の愛称は「MEBKAS」に決定

■愛称決定感謝状贈呈式

8月5日（火）、町役場で町起業等応援施設の愛称決定感謝状贈呈式が行われました。

審査員の三輪孝之副町長、中村幸男商工会長、蔵田勇治教育長、同施設管理運営者が、応募総数27件の案から厳正な審査を行い、愛称を「MEBKAS」に決定。提案者の井上真典さん（緑町区）に甲斐高士町長から感謝状が贈呈されました。

■「MEBKAS」への想い

『花と緑と鮎の町』である本町から全国そして世界へと、花を咲かせる企業が芽吹かす（めぶかす）場所になるように考えた」と名前の由来について笑顔で語る井上さん。町と施設管理運営者の協議のもと、アルファベット頭文字の意味も決定しました。

●「M」：Marge（融合）

企業と地域、新たな働き方と既存の商店街の融合

●「E」：Exchange（交流）

地域住民、企業同士の交流

●「B」：Bridge（架け橋）

都市と地域を結ぶ架け橋

●「K」：Knowledge（知識）

ビジネス知識および地域情報

●「A」：Activation（活性化）

商店街、地域全体の活性化

●「S」：Synergy（相乗効果）

企業誘致と商店街活性化の相乗

「MEBKAS」は、町内外の企業が集まり働く人と深く交流し、新たなビジネスやイノベーションを生み出すとともに、商店街ひいては地域全体ににぎわいを波及させることを目指し活動します。



▲感謝状を受け取る井上さん（写真左）

魅力発信！甲佐高校通信 vol. 30 県立甲佐高校（甲佐町横田 327） ☎ 096-234-0041

高校生生活への関心を高める 令和7年度オープンスクール

7月25日（金）、令和7年度甲佐高校オープンスクールが開催されました。このオープンスクールは、甲佐高校の教育内容を中学生と保護者、中学校の先生方に理解していただくことを目的に実施。また、進路選択に役立つ情報提供の機会とすることも目指しています。

初めに、校長先生のあいさつや生徒会によるスライドを使った学校紹介、あゆみ学舎の説明が行われました。その後、五教科に加えビジネス情報、芸術の授業の学習体験をしました。保護者も中学生と一緒に見学

ができ、親子でオープンスクールを楽しみました。学習体験の後には甲佐高校育友会との懇談会やあゆみ学舎見学、部活動見学が行われました。参加した中学生からは「学習体験が面白くてあつという間だった」「自分の将来の夢に向かって頑張れそう」といった感想が寄せられました。また、保護者からは、「育友会の方々のお話しで学校の雰囲気を感じ取れた」「少人数ならではの個別に合わせた学習力キリウムや放課後の学習支援、地域と連携した活動が魅力的に感じた」との声がありました。



▲学習体験をする中学生たち（上）と部活動見学（下）



甲佐高校ホームページでも
高校ライフを発信中です ▶

R7.9 甲佐町イベントカレンダー



◀ 詳細はウェブサイト
でご確認ください。

日	月	火	水	木	金	土
8/31	1 納期限 (町税務課) 法律・人権・行政相談 (町福祉課) 行政区配達 (町総務課)	2	3	4 消費生活相談 (町福祉課)	5	6
7	8	9 金婚夫婦表彰式 (町総務課) 1歳半・3歳児健診 (町健康推進課)	10	11 消費生活相談 (町福祉課)	12	13
14	15	16 行政区配達 (町総務課) 心配ごと相談 (町福祉課)	17 認知症についての 相談会と家族のつどい (町福祉課) マイナンバーカード 夜間窓口(要予約) (町住民生活課)	18 消費生活相談 (町福祉課) 4か月児健診 7か月児健診 11か月児健診 (町健康推進課)	19	20
21	22	23	24	25 消費生活相談 (町福祉課)	26	27
28	29 口座振替日 (町税務課)	30 納期限 夜間窓口 (町税務課)	10/1 行政区配達 (町総務課) 令和7年国勢調査 調査期日 (町企画課)	10/2 消費生活相談 (町福祉課)	10/3	10/4

※ やむを得ず中止・延期になる場合があります。

かかりつけ医などで個別健診を受けられます

■個別健診で自分の体の状態を確認しましょう

町では、9月1日（月）から12月27日（土）まで個別健診を実施しています。7～8月に実施した集団健診を受診されていない人は、指定医療機関で個別健診を受診することができます。

時間の都合などで集団健診を受けられなかった人は、都合の良い日時を選んで受診できますので、個別健診で自分の体の状態を確認しましょう。

個別健診の対象者には受診券を郵送します。受診の際は事前の予約が必要です。指定医療機関へ直接お申し込みください。

●対象者

令和7年4月1日現在で40～74歳の国民健康保険被保険者で、7～8月に実施した町の集団健診を受診していない人

※個別健診の対象者には、9月上旬頃に受診券を郵送します。受診券が届く前に個別健診を受診したい人は、町住民生活課までご連絡ください。受診券が届いた人でも、国民健康保険の被保険者資格がない場合は受診できません。

●実施期間

9月1日（月）～12月27日（土）

●健康診査内容

体格検査（身長・体重・腹囲・B M I）、血圧測定、血液検査（血中脂質検査・血糖検査・肝機能検査・腎機能検査）、尿検査、医師の診察など
※がん検診は含まれません。

●受診料（個人負担金）

1300円

●主な指定医療機関

- ・荒瀬病院（甲佐町緑町331）
☎096・234・1161
- ・谷田病院（甲佐町岩下123）
☎096・234・1248
- ・小屋迫医院（甲佐町岩下96・1）
☎096・234・0165
- ・牟田内科医院（御船町御船935）
☎096・282・0216

※そのほか12の指定医療機関については、町公式ウェブサイトをご覧ください。

詳細は町公式ウェブサイトをご覧ください▼

【お問い合わせ先】

町住民生活課

☎096・234・1113



行政書士の無料相談会を開催します

熊本県行政書士会宇城支部では、毎年10月を「行政書士制度広報月間」と位置づけ、行政書士のPR活動の一環として、以下の日程で「無料相談会」を実施します。

- 日時 10月17日（金）午前10時から午後4時まで（正午から午後1時を除く）
- 場所 町生涯学習センター 視聴覚室
- 内容 終活事業、生前贈与、遺言書、相続関係、各種契約、各種許可申請、空き家など
- 予約 不要（直接ご来場ください）

行政書士は、公官庁に提出する書類の作成、提出手続きの代理、権利義務・事実証明に関する書類の作成、相談業務などに関する業務を行っています。無料相談会で対応を行う行政書士は、県行政書士会宇城支部に所属する行政書士になります。

相談内容についての秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】

- ・町福祉課 ☎096-234-1114
- ・県行政書士会宇城支部（相談に関するお問い合わせ）☎090-3715-1156

国民年金付加年金保険料を納付して 受給年金額を増やしませんか

■保険料を追納（後払い）すると、
年金の受取額を増やせます

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めた場合と比べ、65歳から受けられる老齢基礎年金の受取額が少なくなります。納付猶予や学生特例の期間は年金の受給資格期間として計算されますが、年金額には反映されません。

しかし、保険料の免除・納付猶予や学生特例の承認を受けた期間の保険料については、10年以内であればさかのぼって納めることができる追納制度があり、将来受け取る老齢基礎年金額を増やすことができます。

また、社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減されますので、追納されることをおすすめします。

■追納制度を利用する場合の注意点

追納制度を利用して保険料を納める場合には、次の項目に注意が必要です。

- ・保険料の免除・納付猶予や学生特例の承認をされた期間のうち、原則古い期間の分から納めてください。

- ・老齢基礎年金を受給することができない人は、追納できません。

- ・承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納をする場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされますので、早めの追納をおすすめします。

- ・口座振替ならびにクレジット納付はできません。

- ・令和7年度中に追納していただく際の保険料は、町公式ウェブサイトをご覧ください。

※追納制度に関することや申請方法などの詳細は、日本年金機構の公式ホームページをご覧ください。熊本東年金事務所へお尋ねください。

詳細は町公式ウェブ
サイトをご覧ください▼



【お問い合わせ先】

- ・熊本東年金事務所
☎096・367・8144
- ・町民生生活課
☎096・234・1113

浄化槽設置の皆さんへ

浄化槽の法定検査を受けましょう！

浄化槽管理者には、浄化槽法で保守点検、清掃、法定検査の3つが義務付けられています。

保守点検は機器の点検・調整・修理や消毒剤の補給を、清掃は浄化槽内にたまった汚泥などの引き抜きや機器類の洗浄を行うものです。法定検査は、トイレの排水や生活雑排水をきれいにする浄化槽の維持管理が適切に行われ、浄化槽がきちんと機能しているかを確認するためのものです。

法定検査は熊本県が指定した検査機関（公益社団法人熊本県浄化槽協会）が行いますので、保守点検や清掃を行っていても、次の表に従って必ず検査を受けてください。

検査名	対象	回数
7条検査（浄化槽設置後の水質検査）※	新たに浄化槽を設置した人	浄化槽設置後3～8か月以内に1回
11条検査（定期検査）※	浄化槽を設置している人	毎年1回

※7条検査と11条検査は浄化槽法で定められている検査です。

【お問い合わせ先】

- ・町環境衛生課 ☎096-234-1169
- ・公益社団法人熊本県浄化槽協会 ☎096-284-3355

熊本県生活排水
対策イメージ
キャラクター
「排水くん」▶



くらしの情報

LOCAL NEWS &
LOCAL INFORMATION

❖ イベント等の開催に関する詳細は
各問い合わせ先にご確認ください

災害関連のお知らせ

住家の被害に伴う 住まい再建の意向調査

町では、8月10日（日）からの豪雨災害で著しい被害を受けた方で、住まいの再建方法および町の公営住宅等への入居希望についての調査票を、8月15日（金）に各行政区長を通じて全戸配布しています。

被害を受けた住家における生活が困難な方におかれましては、配布しました調査表に記載いただきご提出をお願いします。

▼調査目的

被災者の現在の住まいの状況や今後の住まいの意向を調査し、再建支援策の検討資料とするため。

▼調査対象者

被害住家での生活が困難な方（修繕等の間の仮住まいが必要な方）

お問い合わせ先一覧

- ❖ 甲佐町役場
096-234-1111（代表）
- ❖ 甲佐町保健福祉センター
096-235-8711
- ❖ 甲佐町教育委員会
（町生涯学習センター）
096-234-2447
- ❖ 水道管理センター
096-234-0755
- ❖ 町民センター
096-234-2459
- ❖ 老人憩いの家
（（社）甲佐町社会福祉協議会）
096-234-0423
- ❖ 御船町甲佐町衛生施設組合
（クリーンセンター）
096-282-0688
- ❖ 上益城消防署
096-282-1955
- ❖ 御船警察署
096-282-1110
- ❖ 上益城広域連合
096-237-2891
- ❖ 県上益城地域振興局
096-282-2111（代表）
- ❖ 県御船保健所
096-282-0016
- ❖ 県庁
096-383-1111（代表）

▼調査内容

- ① 住家家屋の被害状況
- ② 住家の修理や建築、民間や町営の賃貸住宅等への入居
- ③ 住家の修繕に必要な期間
- ④ 家族構成、ペットの有無

※この調査で町営住宅等の入居が決定するものではありません。

▼調査票提出場所・お問い合わせ先
町住民生活課

☎ 096・234・1113

災害ボランティアの派遣依頼

町災害ボランティアセンターでは、豪雨災害により被害を受けた家屋の片付けなどをお手伝いします。

▼対象者（次の要件のいずれも満たす方）

- ・ 町内で住居等に被害を受けた方
- ・ 自力での片付けが困難な世帯

▼主な支援内容

- ・ 家屋内の片付け、清掃、家具の移動、搬出
- ・ 家屋内外に流入した土砂の撤去
- ・ 災害ごみ仮置き場への搬送 など

▼ボランティアの依頼方法

町災害ボランティアセンターに、電話か来所にて申し込みください。

▼受付時間

平日の午前8時30分～午後4時30分

▼注意事項

- ・ 専門的な技術を要することや危険を伴う活動については、要望にお応えできない場合があることをご了承ください。

・ 活動日には立ち会いをお願いします。

ボランティア
参加フォーム

▼お問い合わせ先

町災害ボランティアセンター
（町社会福祉協議会内）

☎ 096・234・11192



医療被災者等を受診

「マイナ保険証」や「資格確認書」、「公費負担手帳」等を紛失あるいは自宅に残したまま避難されている方も、医療機関で各制度の対象者であることを申し出て、氏名、住所、生年月日、連絡先、住所等を申し立てることにより、受診できます。

また、公費負担医療について、緊急の場合は、指定医療機関以外でも受診できます。

▼公費負担手帳の例

- ・ 指定難病医療受給者証
- ・ 児童福祉療育券
- ・ 生活保護に係る診療依頼書

詳細は町HPを
ご覧ください

▼お問い合わせ先

町住民生活課

☎ 096・234・1113



各種相談窓口について

●法律・人権・行政相談

町が実施する相談会で、相談員として委嘱した弁護士、行政相談委員、人権擁護委員、民生・児童委員が対応し、原則、毎月第1月曜日の午前9時から正午まで、町民センターで開催しています。

●心配ごと相談

町が実施する相談会で、相談員として委嘱した民生・児童委員が対応し、原則、毎月第3月曜日の午前9時から正午まで、町民センターで開催しています。

●消費生活相談室

地震、大雨などの災害時には、それに便乗した悪徳商法が多数発生しています。賃貸アパートからの退去、住宅修理工事等事業者とのトラブルや不審な電話・訪問などに関する相談を専門の相談員が対応します。相談は、毎週木曜日の午前9時から正午までと、午後1時から午後4時まで、甲佐町老人いこいの家で開催しています。(相談日には、直接電話での相談が可能です)

町での開催は木曜日ですが、郡内4町の会場でも相談できます。

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
益城町役場	御船町役場	嘉島町役場	甲佐町 老人いこいの家	山都町役場
☎096-286-3210	☎096-282-1226	☎096-237-1112	☎096-234-3223	☎0967-72-3133

●こころの相談窓口

災害後には、さまざまな心の不調が現れることがあります。また、被災後時間が経ってから症状が現れる方もいます。一人で悩みこまず、まずは相談してみましょう。

▶こころの健康相談（県精神保健福祉センター）

☎096-386-1166

こころの悩み相談@熊本県
LINE 相談 QR コード▼

こころのホットチャット
相談 QR コード▼

▶相談受付時間

月曜日～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後4時

▶よりそいホットライン

☎0120-279-338（年中無休、24時間受付）

▶いのちの電話 ☎0120-783-556

【お問い合わせ先】

町福祉課 ☎096-234-1114



traffic safety		
事件・事故件数		
種 別	発生件数	
	7月	年累計
人身事故	2	10
物損事故	22	114
盗難など	0	5

7月31日現在

fire prevention		
出動火災件数		
種 別	発生件数	
	7月	年累計
家 屋	0	0
原 野	0	1
そ の 他	0	0
合計件数	0	1

6月16日～7月15日発生分

tax		
町税などの滞納処分（7月分）		
種 別	件数・金額など	
捜 索	1件	
差し押さえ件数	14件	
公 売 回 数	0回	
公 売 件 数	0件	
滞納処分関連収入	1,814円	

お知らせ

「お出かけ知事室」 in 甲佐町
参加者を募集します

県では、知事が県内市町村に伺い、県民の皆様方からの意見を聴き、県の政策へ速やかにつながるため、「お出かけ知事室」とともに未来を語る会」を開催します。

▼開催日時

10月15日（水）

午後6時～午後8時

▼会場

町生涯学習センター・ホール

▼申し込み方法

申し込みフォームのQRコード、または県HPから参加申込書を印刷し、郵送等によりご提出ください。

申し込みフォーム

▼申し込み期限

9月24日（水）午後5時

▼留意事項

- ・町内在住の方に限ります。
- ・知事との対話を希望される方は申し込みが必要です。
- ・傍聴のみの方は、申し込み不要です（発言はできません）。
- ・小学生以下の参加は保護者同伴でお願いします。



▼お問い合わせ先

県知事公室広報課

☎ 096・333・2026

法の日 無料相談会

10月1日は「法の日」と定められています。この「法の日」を記念し、司法書士・土地家屋調査士が登記・境界・成年後見・借金問題など無料で相談に応じます。予約は不要です。お気軽にご相談ください。

▼開催日時

10月4日（土）

午前10時～午後3時

※相談時間は1組30分

▼会場

御船町カルチャーセンター

第1会議室

▼お問い合わせ先

県司法書士会事務局

☎ 096・364・2889

高齢者・障がい者のための成年後見相談会のお知らせ

県司法書士会では、高齢者・障がい者のための成年後見相談会を開催します。成年後見制度や相続・遺言、財産管理、福祉サービスの利用などについて、司法書士と社会福祉士が無料で相談に応じます。

災害義援金の受け付けについて

町では、豪雨により被害を受けられた被災者を支援するため、義援金受け付け口座を開設しました。皆様の温かいご支援をよろしくお願い申し上げます。

●義援金の受け入れ口座

- ▶金融機関名 肥後銀行（ヒゴ）
 - ▶支店名 甲佐支店（コウサ）
 - ▶口座番号 普通預金1369110
 - ▶口座名義 甲佐町災害義援金 甲佐町長 甲斐高士
- ※肥後銀行窓口からの手数料は無料となりますが、ATMからは有料となりますので、ご注意ください。
- ※現金書留により義援金を支援いただく場合は、封筒に「救助用郵便」と記載すると書留郵便物の料金が免除されます。

●受け付け期限 令和8年1月30日（金）

【お問い合わせ先】

町住民生活課 ☎ 096-234-1113

被災した歴史資料の取り扱いについて

歴史資料は地域歴史を物語る大切な宝です。8月10日（日）から発生した豪雨災害に伴い、被災した住宅や蔵などから、片付けの際に家に伝わる歴史資料を廃棄してしまう可能性があります。

県では、歴史資料の廃棄について相談を受け付け、場合によっては、歴史資料の救出、応急処置、一時保管・管理し、所有者へ返却する文化財レスキュー事業を行っています。

●歴史資料の例（目安：明治時代より前）

- ①古文書、巻物、掛け軸
- ②古い生活道具や職人道具
- ③絵画、工芸品、彫刻などの美術工芸品

※これって歴史資料？などなんでもご相談ください。

【相談先・お問い合わせ先】

県教育庁教育総務局文化課

☎ 096-333-2707



▼開催日時

9月27日(土)

午前10時～午後4時

▼開催場所

県司法書士会館

▼面談方法・申し込み先

①面談相談

☎096・364・2889

②WEB相談

予約フォーム



③電話相談(予約不要)

☎096・364・0800

▼申し込み期限

9月22日(月)

※相談枠には限りがあります。

▼お問い合わせ先

県司法書士会事務局

☎096・364・2889

9月10日～16日は
自殺予防週間です

毎年9月10日～16日は、誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指す、自殺に対する正しい知識を得る「自殺予防週間」です。自殺を防ぐためには、原因となるさまざまな問題を解決し、全ての人のために「安心して暮らせるまちをつくる」ことが必要です。

1人で悩まずに、身近に相談でき

る人や相談窓口(フリーダイヤル・無料)にご相談ください。

電話相談窓口

・#いのちのSOS

☎0120・061・338

・いのちの電話

☎0120・783・556

▼子ども向け電話相談窓口

・子供のSOS相談窓口

☎0120・078310

・子どもの人権110番

☎0120・007・110

危険物取扱者試験のお知らせ

消防法の規定に基づき、令和7年度第2回危険物取扱者試験が次のとおり実施されます。

▼試験の種類

・甲種危険物取扱者試験

・乙種危険物取扱者試験

・丙種危険物取扱者試験

▼試験日時

11月2日(日)

▼願書受付期間

9月8日(月)～16日(火)

▼受験地

熊本市、八代市、天草市、玉名市

▼お問い合わせ先

消防試験研究センター県支部

☎096・364・5005



10月からプラスチックのリサイクル(分別収集)を始めます



町では、10月からプラスチック類のリサイクル(分別収集)を始めます。

プラスチックは、自然環境において分解されるのに長い時間がかかり、海洋や土壌に悪影響を及ぼすことがあります。特に海洋プラスチック問題は深刻で、海洋生物への影響が懸念されています。

また、石油を原料とするプラスチックは、限りある資源です。分別収集によりリサイクルが進むことで、新たなプラスチック製品の製造に必要な原材料を減らすことができ、資源の循環利用を促進できます。

このため、プラスチックを分別収集することで、持続可能な社会の実現が期待でき、環境負担の軽減となります。町民の皆様のご理解とご協力よろしくお願いします。

●プラスチック類の出し方

市販等の透明ごみ袋(45ℓサイズ以下)に入れ、毎月のリサイクルステーションの「プラスチック類回収用の袋」にごみ袋のまま入れてください。

※漂白剤や除草剤が入っていたものは、リサイクルに出せません。燃やすごみに出してください。

●プラスチック類の主な例

・プラスチック製の容器や包装

食品パックやトレイ、液体洗剤などボトル類・詰め替え容器類、ふたやラベル、買い物袋など

・プラスチック製の製品

バケツなどの生活用品類、定規などの文房具類、タッパなどの容器類、おもちゃ類など

▶お問い合わせ先

町環境衛生課 ☎096-234-1169



literary work

うたごよみ ～長月～

〔短歌〕

赤星延子 選

平和への思い新たな暑き夏
八十年の歳月重し

岡部 律子

一瞬にあがりて散りゆく花火見て
造りし人の苦勞を思ふ

緒方 明美

小一の曾孫ひとりで帰省する
好物の鮎冷凍し待つ

池田キヨ子

ゴクゴクと水を飲み込む畑土に
生き返りてか胡瓜にトマト

吉永由紀子

土曜日は郵便物は来ないけど
何故かポストを覗いてみたし

内田乃武子

緑濃く実りしゴーヤの挽ぎたてを
朝飼夕飼に卓に並べおり

赤星 延子

■お問い合わせ先 町教育委員会公民館事務局
☎ 096・234・2447 (内線321)

〔肥後狂句〕

北川直美 選

今度こそ

手紙に書こうこの気持

広田みどり

今度こそ

禁酒喫煙聞き飽アタ

志垣 光

今度こそ

お見合い決めていざハワイ

平井やよい

今度こそ

アタックするぞ富士登山

光永 六

今度こそ

見納めと言ひ観る桜

井元あざみ

今度こそ

期待して待つ誉め言葉

日高 美里

今度こそ

でっかい鯛の掛かつどか

上田 梅清

今度こそ

両親連れてグルメ旅

北川 直美



ひとの動き

7月11日(金)～8月10日(日)届出

お誕生

住 所 氏 名 性別 保護者
緑 町 みいんみんかい HUYNH MINH KHAI 男 HUYNH THE HIEN
ほか1人

ご結婚

今月の婚姻夫婦 1組

お悔やみ

住 所	氏 名	年齢	世帯主
白 旗	渡邊 春美	78	勇 一
大 町	池田千枝子	88	守
船 津	野仲 明	80	悦 子
安 平	井上 民子	99	民 子
南三箇	久佐賀堅次	91	堅 次
吉 田	緒方 文夫	84	征 子
有 安	赤星キサ子	97	千鶴美
上早川	海讀 道子	100	道 子

ほか2人

ふるさと甲佐 応援寄附金

▶ご寄附いただいた皆様

お名前	ご住所
・渡辺晋一郎様	大阪府
・甲斐 仁三様	愛知県
・駒崎 岳夫様	千葉県
・山崎 雅人様	東京都
・渡邊 宏様	千葉県
・大出 真裕様	沖縄県
・川中 大輔様	大阪府

ほか多数

■お問い合わせ先

町地域振興課
☎096-234-1154

ふるさと納税の
詳細はこちらを
チェック!▶



「広報こうさ」ア
ンケート実施中!
ご協力をお願いし
ます▶



Let's make health

甲佐の野菜で作ってみよう!

ジューシー (沖縄の炊き込みご飯)

レシピ提供: 料理研究家 沼田峰子さん (北原区)



【材料 (3～4人前)】

米……………3合
豚小間切れ……………150g
干しシイタケ……………2枚
(もどし汁は捨てない)
ニンジン……………小1本
しょう油……………大さじ4
赤酒……………大さじ1

【作り方】

- ①米を研いでザルに上げておきましょう。
- ②豚肉は2センチくらいに切りそろえます。
- ③干しシイタケは水でもどし、もどし汁は捨てずにとっておきます。シイタケは細かく刻みます。
- ④ニンジンは皮を剥きシイタケと同じくらい大きさに刻みます。
- ⑤炊飯器の内釜に米と調味料を入れ、3の目盛りまでシイタケのもどし汁を加えます。そこへ②③④を加え、混ぜ合わせたらスイッチを入れ炊き上げます。

ご存じですか?

まだまだ暑い日が続きそうですね。この暑さの中で台所に立つのは一苦労ですし、大人も子どもも食欲がなくなり、疲れもたまるばかりです。

こんな時は炊き込みご飯で乗り切りましょう。いろんな具材が入っているので、タンパク質やビタミン類が一度にとれます。だから、あとは汁ものや冷たくて食べやすいサラダや酢の物などで補います。しっかり食べて夏の疲れを持ち越さないようにしましょうね。

8月10日(日)からの豪雨により町内各所で土砂崩れや道路陥没、住宅浸水など多くの被害が発生しました。被災された町民の皆様にご心より、お見舞いを申し上げます。

今月号では、豪雨災害特集として、実際の被害状況や被災された皆様への生活再建に向けた各種支援制度を取り上げています。ご確認ください。

「こうさの話題」には、夏休みということもあり、「あゆまつり」をはじめとした、子どもたちの笑顔と夏の思い出をたくさん取り上げています。

これからの復興に向けて、困難を乗り越え、またいつも通り笑顔あふれる甲佐町を目指して一緒に頑張りましょう。(れ)

編集後記

町民の 皆様へ

町長からあいさつ



甲佐町長 甲斐 高士

1日でも早い生活再建のため 町民に寄り添った支援を

このたびの豪雨により、残念ながら尊い命を失われた皆様には心から哀悼の意を表しますとともに、被災された皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。

町民の皆様におかれましては、住まいや仕事、日常生活のあらゆる面で大きな不安とご心痛を抱えておられることを思うと本当に心が痛みます。また、多くの支援をいた

だいている国や県、関係機関の皆様には改めて感謝申し上げます。

今回の豪雨では、8月10日(日)から翌11日(月)にかけて記録的な大雨に見舞われ、町内各所で土砂崩れや浸水による大きな被害が発生しました。道路や橋梁の寸断、ライフラインの断絶で生活が一変し、未だに日常生活を取

り戻せない方も居られます。町民の皆様の安心・安全な生活の早期再建を最優先として、町では、災害対策本部を核として、被災者の命と身体

の安全を守るための生活支援の体制を整え、復旧・復興の道を切り開くべく日夜取り組んでいます。これまでに、災害ごみ仮置き場の設置や被害認定調査の実施、災害救助法

における各種支援などを受け付ける災害関係総合窓口の開設など、被災された方の生活再建の基盤づくりを行ってきましたが、これからも皆様の声をしっかりと受け取り、反映させた適切な対策を速やかに実施していく所存です。

今後、安全確保と生活再建を両輪として、地域の防災力をさらに高めるとともに、安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。町民の皆様には体調管理にくれぐれもご留意いただき、こころのケアにもお気を付けください。

皆さまの安心・安全な暮らしの1日でも早い再建を、皆様に寄り添いながら全力で支



▲国土交通省職員と道路や河川の被災状況を確認



▲自民党の坂本国会対策委員長に早期の復旧を要望